

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 24 年 6 月 4 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

専 決 処 分 書

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

北本市長 石 津 賢 治

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(平成24年 3月31日)
条例第 16号

北本市国民健康保険税条例（昭和46年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参考資料

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

| 現 行 | 改 正 案 |
|-----------------------|---|
| <p>附 則 1～15 略</p> | <p>附 則 1～15 略 <u>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</u> 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、<u>附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</u></p> |

議案第 36 号参考資料

北本市税条例の一部改正について

| | |
|--------------------|---|
| 第 36 条の 2 第 1 項 | (市民税の申告) ただし書き中の「寡婦 (寡夫) 控除額」を削るものです。 |
| 附則第 10 条の 2 | (法附則第 15 条第 2 項第 6 号及び第 10 項の条例で定める割合) 固定資産税の課税標準の特例として、下水道除外施設及び雨水貯留浸透施設について割合を定めるものです。 |
| 附則第 10 条の 3 | 改正に伴う条ずれを修正したものです。 |